

平成26年度第1回千葉市地域公共交通会議議事録（議事要旨）

1 日 時：平成26年6月27日（金） 13時30分～14時30分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 若潮

3 出席者

（委員）榛澤委員、尾崎委員、倉本委員(代理:太田良氏)、花崎委員(代理：田中氏)、土屋委員、岡澤委員(代理:中川氏)、宮本委員、谷津委員

（オブザーバー）永名土木部長

（事務局）交通政策課 松本課長、佐藤主査、水上主任技師

4 議題及び議事要旨

（1）JR千葉駅3駅前広場のバス乗降所の管理運営について（骨子）

事務局から以下のとおり説明を実施。

【事務局案】

- ① 3駅前広場を発着する路線定期運行バス（高速バスを含む）は方面別配置を基本方針とする。（参考資料1参照）
 - ・東口駅前広場：東部方面（国道357号より内陸部、総武本線より東側）
 - ・北口駅前広場：内陸部方面（国道357号より内陸部、総武本線より西側）
 - ・西口駅前広場：臨海部方面（国道357号より海側、都川より北側）
- ② 3駅前広場における全てのバス乗降所（標柱含む）の管理者を交通政策課と位置づける。
 - ・道路占用料は原則として千葉市が負担。
 - ・ただし、標柱に係る電気料及び軽微な修繕費は事業者の負担。
- ③ 共同使用となる乗降所については、管理運営の指針を定め、事業者はこれを遵守することとする。
 - ・共同使用となる乗降所のうち、北口22番、24番、西口25～27番を指定乗降所とする。
 - ・指定乗降所においては、新たな事業計画や変更を行う場合、運輸支局への申請（届出）時に交通政策課に報告を行う。
 - ・共同使用となる全ての乗降所において、新たな事業計画や変更を行う場合は、共同で使用する事業者間で調整を図ることを基本とするが、千葉市もその調整に加わることをとする。
- ④ 駅前広場内の行先別配置は西口及び北口で実施する。
 - ・東口については、利用者が今の使用形態に慣れており、乗降所の変更により混乱を招く恐れがあること、また、現状のスペースレイアウトで再編を行うことには課題が多いことから、行先別配置は将来的課題とし、現段階では除外している。
 - ・ただし、現在、東口駅前広場は混雑が激しく、安全で円滑な利用が難しくなっており、バスの乗り入れを抑制する必要があることから、1～15番乗降所を使用するバス事業者

は当面の間、増便等を控えることを願います。

- ⑤ 新たに、通学バス、企業バス、貸切バス等路線定期運行以外のバスについても乗降所を利用できることとする。(東口16, 17, 19番、北口23番)
- ・今後、関係機関と協議の上、利用にあたってルール作りを行う。

【主な質問及び回答】

(永名オブザーバー)

19番乗降所を観光貸切が利用することについて、現在、NTT東日本千葉支社前に観光バス、企業バスが毎朝2、3台ずつ停車しており、歩道上でこれらバスの利用者と歩行者、自転車が輻輳している。現在はNTTの民地部分に利用者が待機しており、歩行者等への影響は小さいが、これらの観光バスが19番乗降所へ移動すると、乗降所前の歩道に待機場所等がないため、歩道上にバス利用者が滞留し、さらに、駅に近づくほど人も増えるため、混雑が発生し、歩道上の安全性が損なわれることが考えられる。

また、19番乗降所にバスが長時間待機すると、近くの路地から車が出る際、大通りの車の通行が見えにくくなり安全性が損なわれることも考えられるので、安全面の観点から、現在の乗降所変更案についてご一考いただきたい。

→事務局：外国人の訪問者が増加しており、観光バスは増えると想定しているが、事務局としてもこれらの観光バスが19番乗降所だけで対応できないと考えている。資料には観光貸切と記載しているが、イベント時などの臨時バスの使用を想定しており、適切な表現ではないため、資料を「臨時バス等」に訂正したい。

【結果】

議題1について全員賛成により承認

(2) JR千葉駅前広場におけるバス乗降所の共同使用に関する指針について

事務局より、指針について資料2のとおり説明を実施。

【事務局案】

定めている主な内容は、下記のとおり。(詳細については資料2を参照)

① 共同使用となるバス乗降所の指定

北口22番、24番、西口25～27番を指定乗降所とする(共同使用会社については、資料2を参照)。指定乗降所の使用料は無料とし、道路占用料は千葉市が負担する。ただし、標柱に係る電気料は事業者の負担とする。

② 維持管理の方法

事業者は、指定乗降所に設置された標柱の日常的な維持管理を行い、軽微な修繕等の費用を負担(共同負担)する。

また、事業者は指定乗降所に修繕を要する箇所を発見した時は速やかに交通政策課に通知するものとする。

③ 禁止事項

事業者は、交通政策課に協議し、承諾を受けた場合を除き次に掲げる行為を行ってはならない。

- 1) 指定乗降所に工事を施すこと又は設備若しくは造作等を付加すること
- 2) 指定乗降所に商号、商標又は広告その他これらに類する表示をすること
- 3) 事業者が使用するバスを指定された場所以外の路上及び広場で待機させること
- 4) やむを得ない場合を除き、指定乗降所以外の場所で利用者を乗車させること

【主な質問及び回答】

(尾崎委員)

指針8第3項について、バス事業者が軽微な変更を行う際、国に対しては事後届出で良いものもあるが、交通政策課に対しては全て予め報告する必要があるのか。

→事務局：軽微な変更についても把握したいため、軽微な変更についても報告をお願いしたい。

(尾崎委員)

14は新規の乗り入れを想定しているとのことだが、認可申請または届出時の協議では、すでにバス事業者はバス停の調整が概ね済んだうえで申請書等が出ている。交通政策課と事前に協議しなくても良いのか。

→事務局：交通政策課としては事前に協議してもらいたいということでバス事業者と調整したが、調整がつかなかったため、認可申請時又は届出時とした。これについては、今後の課題である。

(谷津委員)

事務局の意見を補足すると、8の第3項は、認可が不要な時刻表の書き換え等について、今後、指定乗降所分を千葉市が管理するため事前に情報を提供してもらうこととしており、14は、運輸局の認可が必要なルートやバス停の変更は、運輸局への申請と同時に情報を提供してもらうこととしている。

(尾崎委員)

3の第3項も関連している規定だが、3の第3項、8の第3項、14の区別が分かりにくい表現となっているので、違いが分かるように修文した方が良いのではないかと。

(榛澤会長)

これについては、千葉市、運輸支局、バス協会の3者で調整し、疑問が出ないような表現に修正するというにしたい。

(尾崎委員)

3の第4項について、複数社が共同で使用している標柱の電気料はどのように支払うのか。

→事務局：まず千葉市で立て替え払いを行い、その後使用している各社に電気料を請求する予定である。電気料は高額ではないので、年度末に一括で請求することを考えている。

(尾崎委員)

電気料は便数や回数ではなく、使用している会社で按分することで良いか。

→事務局：その通りである。

【結果】

議題2について全員賛成により承認

(3) その他

【指針について】

(谷津委員)

これまでバス事業者と協議を進めてきたが、千葉駅東口の行先別配置に向けた方向性についてはまとまらなかったため、本指針では東口を除外している。しかし、東口の駅前広場の交通混雑の緩和と行先別による市民の利便性向上に向け、東口も北口、西口と同様に、共同使用にしていきたいと考えている。

【下部組織の設置について】

(事務局)

昨年度、千葉駅3駅前広場の方面別配置等の実現に向け、作業部会を設置し、3回開催したが、作業部会などの設置について、地域公共交通会議の要綱に規定がない。今後、同様の下部組織により検討する案件も想定されることから、次回の地域公共交通会議で下部組織の設置に関する規定を盛り込みたいと考えている。

→(榛澤会長)：本提案については、次回の地域公共交通会議の議題とする。

【西口への要望】

(土屋委員)

千葉駅改札からタクシー乗り場、27番乗降所へ行くには、WESTRIO内のエスカレータを利用するのが一番近いが、案内がないため、利用者はペデストリアンデッキの階段を利用して、遠回りしている方が多数いる。整備途中であるため難しいかもしれないが、可能であればエスカレータ付近に案内を設置することについてご検討いただきたい。

→ (谷津委員) : エスカレーターだけでなく、建物内のエレベーターも雨に濡れずに行けるので、対応を検討していきたい。

(宮本委員)

以前より、登戸・新千葉二丁目の町内会では、「西口を美しくする会」というボランティア団体を組織し、駅前広場を清掃している。現在、西口の利用者は約2万人利用者がいるようだが、今後利用が増え、駅前広場が汚れることが予想される。担当は違うかもしれないが、西口も東口同様にタバコのポイ捨て禁止区域に指定いただくようお願いしたい。

→ (榛澤会長) : 駅前広場の汚れにより、知名度が下がるので、美化は非常に重要である。今後、市も積極的に取り組んでいただきたいので、交通政策課より、担当課へ連絡していただきたい。